

内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

早川河川漁業協同組合

(目 的)

第1条 この規則は早川河川漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい）の採捕（以下「遊漁」という）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付業務等)

第2条 この漁場区域内で竿釣の漁具、漁法によって遊漁しようとする者はあらかじめ第7条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

(ア) 漁具・漁法	(イ) 規 模
さお釣り	使用竿 1人1本

- この漁場区域でえさ釣り、毛針釣り、友釣り、ルアー釣り、フライ釣り以外の漁具、漁法によって遊漁をしてはならない。ただし、ルアーを使用してあゆを採捕する場合、ハリスの長さはルアーの末端より10センチメートル以内とする。
- この漁場区域において、6月1日から8月31日までえさ釣りによってあゆを採捕してはならない。
- 次の表のア欄にかかげる魚種は、イ欄にかかげる区域においては、採捕した魚の所持又は販売してはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、にじます、 うぐい、おいかわ、 こい	早川橋橋脚下流端から上流小田原市風祭119番地先治水堰堤天端下流端までの区域で組合が定め公表する区域	3月1日から 5月31日まで
やまめ、にじます、 うぐい、おいかわ、 こい	三枚橋下流端から太閤橋下流端までの区域で組合が定め公表する区域	3月1日から 10月14日まで
にじます、うぐい、 おいかわ、こい	小田原用水取水口堰堤下流端から上流湯本橋下流端までの区域で組合が定め公表する区域	10月15日から 2月末日まで

- 前項の公表は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間内で行なければならない。

なおこの漁場区域においては漁場管理上日没1時間後から日の出1時間前までの間は遊漁を禁止する。

ただし、宮城野地域においては日没1時間後から午前5時の間は遊漁を禁止する。

(ア) 魚 種	(イ) 期 間
や ま め	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで
に じ ま す	3月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から2月末日まで ただし、箱根町宮城野地先3号えん堤天端下流端から10号えん堤天端下流端までの区域及び箱根町畑宿地先3号えん堤天端下流端から上流山根えん堤天端下流端の区域においては上記の期間及び10月15日から2月末日まで
あ ゆ	6月1日から10月14日までの期間で組合が定め公表する日から10月14日まで ただし早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域においては上記の期間及び12月1日から12月31日まで
う ぐ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から2月末日まで
おいかわ	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から2月末日まで
こ い	3月1日から12月31日までの期間で組合が定め公表する日から2月末日まで

2. 前項の公表は早川河川漁業協同組合のホームページで行うものとする。

(禁止区域)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

(ア) 区 域	(イ) 期 間
早 川	箱根町湯本688番地先湯本橋下流端から上流出山えん堤天端下流端までの区域 10月15日から12月31日まで
早 川	早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端までの区域 10月15日から11月30日まで
須雲川	早川合流点から上流畑宿字湯本179番地先片倉橋橋脚下流端までの区域 5月1日から5月31日まで及び10月15日から12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

(ア) 魚 種	(イ) 全 長
や ま め	1 2 cm
に じ ま す	
こ い	1 8 cm

(遊漁料の額および納付の方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で組合が定める遊漁承認証取扱店、組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付するとき(一般売り)また遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次表のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間		遊 漁 料
やまめ、にじます、あゆ、うぐい、おいかわ、こい	さお釣り	1 日	一般売り	1,600 円
			現場売り	3,000 円
		1 年		12,000 円

2. 前項の規定にかかわらず次表左欄にかかざる者の遊漁料は次表右欄のとおりとする。

未就学の幼児	無 料
小学生	無 料
中学生	無 料
女性(日釣券)	第1項に規定する額の1/2に相当する額
身体障害者 (身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者)	年券に限り 第1項に規定する額の1/2に相当する額

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条の遊漁料を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

- (1)承認期間
- (2)魚種
- (3)漁具・漁法

- (4)遊漁区域
- (5)遊漁料の額
- (6)注意事項
- (7)発行者名

2. 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

- 2. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
- 3. 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4. 遊漁者は次に掲げる区域においては川底を攪拌してはならない。
早川の早川橋橋脚下流端から上流大窪橋橋台上流端にいたる区域。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2. 漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1)氏名
- (2)有効期間
- (3)発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

- 1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
- 2. この規則は令和5年12月1日から施行する。
- 3. この規則は令和6年12月1日から施行する。
- 4. この規則は令和7年6月1日から施行する。
ただし、第7条の規定は令和8年1月1日から施行し、施行日以前の遊漁料の額については、なお、従前の例による。